

畜産に係る経営安定対策を求める意見書

当県農業の基幹部門である畜産は、担い手農家の高齢化、後継者不足により飼養戸数が減少するなど、生産基盤の更なる脆弱化が危惧される状況にある。

このような中、肉用牛生産においては、配合飼料価格等の生産資材価格の高止まりや枝肉価格の低迷などにより、肥育農家の子牛の購買意欲が減退したこと等を背景に、子牛価格が下落しており、肉用牛経営への影響が懸念されているところである。

また、酪農においても、生産資材価格の高止まりによる、生産コストの増加や子牛価格の低迷による収入減少などにより、収益性が悪化している状況にある。

よって、国においては、日本の食料供給基地として重要な役割を担う本県の畜産農家の経営安定を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「肉用牛経営安定対策補完事業」の補助対象の拡大を行うなど充実を図るとともに、肉用牛生産基盤の維持・強化に必要な予算を確保すること。
また、酪農生産基盤の維持・強化や担い手の確保を図るため、乳用牛の改良や優良な乳用後継牛の確保、酪農家における労働負担軽減・省力化に必要な「酪農経営支援総合対策事業」等について必要な予算を確保すること。
- 2 畜産経営の競争力強化を図るための施設整備等に必要な「畜産クラスター事業」や、肉用牛や酪農経営における労働負担軽減・省力化を図るための機械等の導入に必要な「畜産経営体生産性向上対策」、和牛生産基盤の維持・強化に必要な「優良繁殖雌牛更新加速化事業」等について必要な予算を確保すること。
- 3 配合飼料価格をはじめとする生産資材価格の高止まり等により生産費が上昇するとともに、子牛価格が下落し、農家経営を圧迫していることから、「肉用子牛生産者補給金制度」の保証基準価格を見直すとともに、「優良和子牛生産推進緊急支援事業」を継続すること。
- 4 牛肉の需要低迷が長期化していることから、肉用牛肥育経営の収益性は依然として厳しい状況にあるため、肥育経営の経営安定に資する「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」について弾力的な運用を図るとともに、必要に応じて、肥育経営の維持・継続につながる対策を講ずること。
- 5 国内の牛肉在庫は近年高水準で推移していることから、和牛肉の消費拡大を図るため、「和牛肉需要拡大緊急対策事業」を継続し、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣